

一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会 旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会（以下「本会」）の役員、会員が会務に従事した場合の旅費等の支給に関する基本的事項について定めるものである。

(対象)

第2条 この規程の適用の対象となる会務は次の号に掲げる活動をいう。

- 1) 役員が、定款に定める理事会、又は理事会が特に必要と認める業務に参加すること。
- 2) 役員が他団体の会議ほか連絡調整等のために会長の命を受けて出張すること。
- 3) 会員が各部の構成員としてその会議に出席し、又その業務に参加すること。

(範囲)

第3条 この規程によって旅費の支給を受けることができる費用は、予算の範囲内において、次の各号に定めるものに限る。

- 1) 会務に従事するために要する交通費。
- 2) 会務に従事するために要する宿泊費。
- 3) その他の経費で、理事会が特に必要と認めたもの。

(交通費)

第4条 交通費は、会務に参加するための順路によって要する鉄道運賃、バス運賃、航空運賃、高速料金の往復料金とする。

- 2 原則として交通費はもっとも経済的にして、一般的な経路による費用分のみ支給する。
- 3 前項の鉄道運賃は普通料金に特別料金を加えた額とする（50 km以上の急行及び特急料金）。
- 4 やむをえない事情によりタクシーを利用した場合はタクシー料金を加算する。
- 5 自己所有車両を会務の交通手段として使用する際の規定は以下のとおりとする。
 - 1) 1回の会務に対する走行キロ数が片道 30 km以上の場合に適用する。
 - 2) 以下の走行キロ数に基づき支給する。

片道 30～60 km	： 1,500 円	片道 60 km以上	： 2,500 円
-------------	-----------	------------	-----------
 - 3) 有料道路を使用した場合は、実費支給とする。ただしやむを得ない事情による場合を除き、片道 60 km以上の場合とする。

(宿泊費)

第5条 宿泊費は次の各号に掲げる場合に支給する。

- 1) 複数日にわたって会務に従事するために宿泊の必要がある場合。
 - 2) 会務に参加するために事前に宿泊の必要がある場合。
 - 3) 前号以外で、理事会が必要と認めた場合。
- 2 支給額は1泊あたり8,000円とする。ただし、あらかじめ主催者等が宿泊場所・宿泊費を指定した場合は、それに従うものとする。

(報告)

第6条 第2条2項の出張により、旅費等の費用の支給を受けた者は、すみやかに理事会に報告をすること。

(改廃)

第5条 この規程は、理事会の議決を経なければ改廃することができない。

(施行)

第6条 この規程は2017年4月3日より施行する。